

留 萌 市

高 齢 者 虐 待 防 止 対 応
マ ニ ュ ア ル

平 成 2 5 年 3 月
留 萌 市

はじめに

高齢化の進展によりこれまで表面化しなかった高齢者虐待が社会的にも大きな問題となってきております。介護保険制度が浸透してきている昨今においても、在宅の要介護高齢者を抱える家庭の負担は大きく、多くの困難を抱えており、高齢者虐待はどこの家庭でも起こり得る可能性のある身近な問題となってきています。

高齢者虐待は、介護負担や経済的困窮など、さまざまな要因によって生じるものでありますが、虐待を行っている者、虐待を受けている高齢者双方が被害者と言える場合もあります。したがって、虐待を行っている者への支援も含め、高齢者虐待の早期発見と問題解決のための対策が求められています。

そのような状況の中、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

当市においても、高齢者虐待に対して、民生児童委員や介護事業者の協力、地域住民からの通報を受け地域包括支援センターを中心として関係機関とともに対応している状況にあります。しかしながら、高齢者虐待の問題は、個々の事業所など一組織での対応には限界があり、地域住民をはじめ各関係機関が、それぞれの専門的見地から知恵を出し合い、情報交換することで、高齢者虐待の防止対策を促進していく必要があります。

このような背景の下、当市においても平成21年2月に「留萌市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設立し、虐待の早期発見、対応策、関係機関との連携やバックアップを行っているところです。

この度、全市的なネットワーク体制の中で、高齢者虐待問題に対応するために、留萌市地域包括支援センターが中心となり、「留萌市高齢者虐待防止対応マニュアル」を作成しました。今後も、虐待を認めない社会づくりのため、より一層の充実を図っていきたいと考えております。

なお、このマニュアルは、地域の変化や法制度の改正等に伴い、関係者の意見を踏まえながら、必要に応じて改訂していくものとします。

目 次

第1章 高齢者虐待とは	1
1 高齢者虐待の定義	1
2 高齢者虐待の種類	2
第2章 高齢者虐待に関するネットワーク	3
1 留萌市高齢者虐待防止ネットワーク	3
2 高齢者虐待における関係機関の役割	3
第3章 養護者による高齢者虐待への対応	6
1 留萌市における養護者による高齢者虐待への具体的な対応手順	6
2 養護者による高齢者虐待の発見	7
3 個人情報の保護	7
4 相談・通報・届出への対応	8
5 関係する諸制度	10
第4章 養介護施設従事者等による虐待への対応	11
1 留萌市における養介護施設従事者による高齢者虐待への対応手順	11
2 養介護施設従事者等による虐待の発見	12
3 個人情報の保護	12
4 通報等による不利益取扱いの禁止	12
5 相談・通報・届出への対応	12
第5章 高齢者虐待を未然に防ぐために	15
1 高齢者虐待の要因	15
2 高齢者虐待を早期に発見するポイント	15
3 高齢者への虐待発見チェックリスト	16
4 高齢者虐待を防止する地域づくり	18
5 認知症への理解を深める	18
第6章 高齢者虐待に関する相談窓口	19
資 料	20
・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	
・ 留萌市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	
・ (様式1) 高齢者虐待相談受付票	
・ (様式2) 高齢者虐待事案に係る援助依頼書	
・ (様式3) 立入調査職員身分証明書	
・ (様式4) 専門部会会議録	
・ (様式5) 養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書	

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義

平成18年4月から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）において、「高齢者」とは、65歳以上の者と定義されています。

また、高齢者虐待を、「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。

● 「養護者」による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

● 「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

次の養介護施設や養介護事業に従事する者をいいます。

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">老人福祉施設有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">老人居宅生活支援事業（ホームヘルプ、デイサービス等）
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">介護老人福祉施設（特養）介護老人保健施設（老健）介護療養型医療施設地域密着型介護老人福祉施設地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">居宅サービス事業地域密着型サービス事業居宅介護支援事業介護予防サービス事業地域密着型介護予防サービス事業介護予防支援事業

2 高齢者虐待の種類

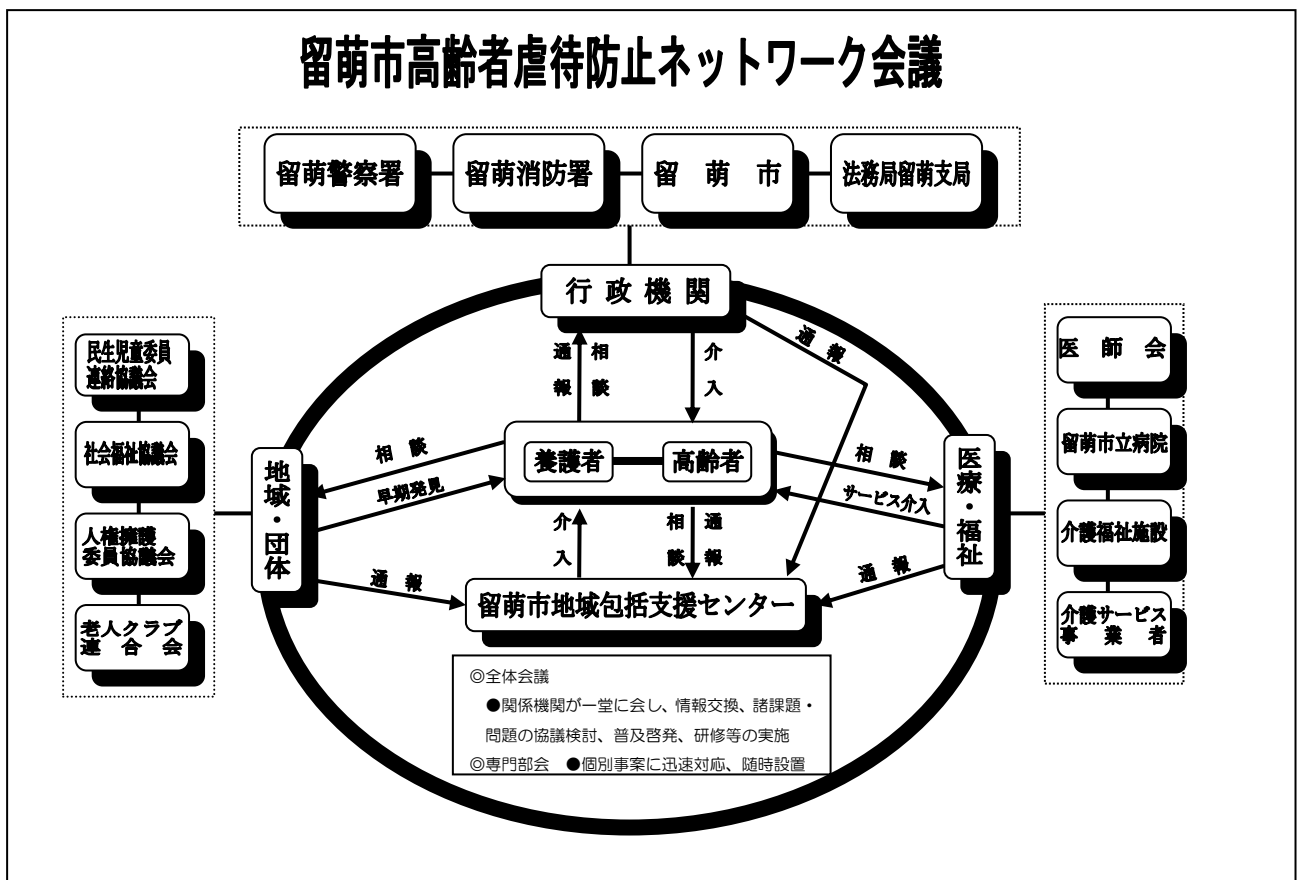
区別	内容と具体的な例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる ●ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりする、身体拘束、抑制するなど
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<p>意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ●水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ●室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ●高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせないなど
心理的虐待	<p>脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ●怒鳴る、ののしる、悪口を言う ●侮辱を込めて、子供のように扱う ●高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的行為やその強要 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ●キス、性器への接触、セックスを強要するなど
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ●本人の自宅等を本人に無断で売却する ●年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど

第2章 高齢者虐待に関するネットワーク

1 留萌市高齢者虐待防止ネットワーク

留萌市地域包括支援センターは、高齢者虐待に関する相談窓口として、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の実施、通報、届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行っています。高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係機関との連携協力体制を整備することが必要です。

留萌市では、平成20年度より「留萌市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、虐待の早期発見、対応策、関係機関との連携やバックアップを行っています。



2 高齢者虐待における関係機関の役割

(1) 地域の役割

■地域住民■

一般住民が虐待を発見した場合は速やかに通報しなければならない（または通報するよう努めなければならない。）とされています。（高齢者虐待防止法第7条）

事態が深刻にならないように、普段のつきあいの中で、ちょっとした異変に目を止め、地域の相談役である民生児童委員や虐待相談窓口へ情報を提供するだけで、早期

に発見・解決できるケースがあります。

高齢者虐待は、著しい人権侵害であり、高齢者の尊厳を脅かすものですが、だれにでも起こりうるということを地域の一般住民に理解してもらうとともに、情報提供等について協力を求めることが重要です。

■民生児童委員■

民生児童委員は高齢者世帯の実態調査なども実施しており、日頃から家庭の様子などを把握しています。民生児童委員は、地域包括支援センターなどの相談機関に対し、的確な連絡調整をすることに心がけ、地域ネットワークの一員として、調査、ケース会議への出席やフォローアップなど協力を求められることとなります。また、ケースによっては介護が必要な高齢者の家族が地域から孤立しないように見守ることや、グループホームの世帯についても見守りの役割が期待されます。

■社会福祉協議会■

社会福祉協議会は、日頃から地域福祉の要として保健・医療・福祉、その他自治会活動と連携を図って地域の支え合いの活動をしています。

■人権擁護委員■

高齢者虐待は、著しい人権侵害であり、そのような人権侵害の相談窓口として、人権擁護委員がいます。人権という観点からの発見、調査が期待されます。

(2) サービス提供機関・専門職等の役割

■警察■

地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや安全の見守りを行います。また、市町村が立入調査をする際、市町村の援助要請を受けて、市町村職員・地域包括支援センター職員等が円滑な調査ができるよう同行します。さらに、事件性がある場合の対応も警察の役割です。

■居宅介護支援事業所 / ケアマネジャー■

ケアマネジャーは、介護者・被介護者双方の状態を理解していることから、日頃から良い聞き役になることができます。サービス提供事業者からの相談で虐待を把握することもあります。虐待が見られた場合は、介護サービスのケアマネジメントに反映し、ケアプランの変更も必要に応じて行うことも期待されます。

■保健センター / 保健師など■

保健師は、精神保健活動や生活習慣病対策、母子保健活動などの業務で日頃から地域を回り、家庭を訪問することが多いことから、何か事例が発生してもスムーズに家庭の中に入っていきける強みがあります。また、介護者への支援も専門的知見を生かして行うことができ、高齢者・介護者双方の状況を的確に把握していくことが期待されます。虐待事例がある家庭について、なかなか「虐待」ということはいいにくいもの

なので、日常活動の一環として訪問するということで、家庭の抵抗感を和らげる方法もあります。

■訪問介護事業所 / ホームヘルパー■

多くの方が利用しているサービスとして訪問介護があります。サービスを提供しながら状況を観察し、声かけなど精神的支援をしたり、高齢者や家庭の変化などをケアマネジャーに客観的に報告することが期待されます。

虐待ケースのケアについても関わる部分が多く、その役割が期待されます。

■訪問看護ステーション / 訪問看護師など■

看護サービスを提供しながら高齢者や介護者の精神的なケアをする中、体調の変化や家庭状況を医師やケアマネジャーに的確に報告することが期待されます。

■通所介護・通所リハビリテーション事業所 / 介護職員など■

入浴時には、高齢者の身体の状況を観察でき、また、食事の際も家庭で食事が適切に与えられているかなど、会話の中で高齢者の不安や不満についての情報を得ることがあります。また、通所介護などを長期欠席しているなどの異変に気づくこともあります。それぞれのサービス提供時における的確な情報をケアマネジャーに報告することが期待されます。

■短期入所生活介護・短期入所療養介護事業所 / 介護職員など■

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等で短期間入所してもらい、入浴・排泄・食事等のサービスや機能訓練を実施する中で、様々な介護に関する悩みや日常生活上の問題が相談されることがあります。高齢者や家族との間で信頼関係を築き、精神的な支援を行うことで虐待の予防につながっていきます。

また、高齢者が施設生活を一度体験していると緊急時に抵抗なく退避できることにもなります。

■医療機関 / 医師・看護師など■

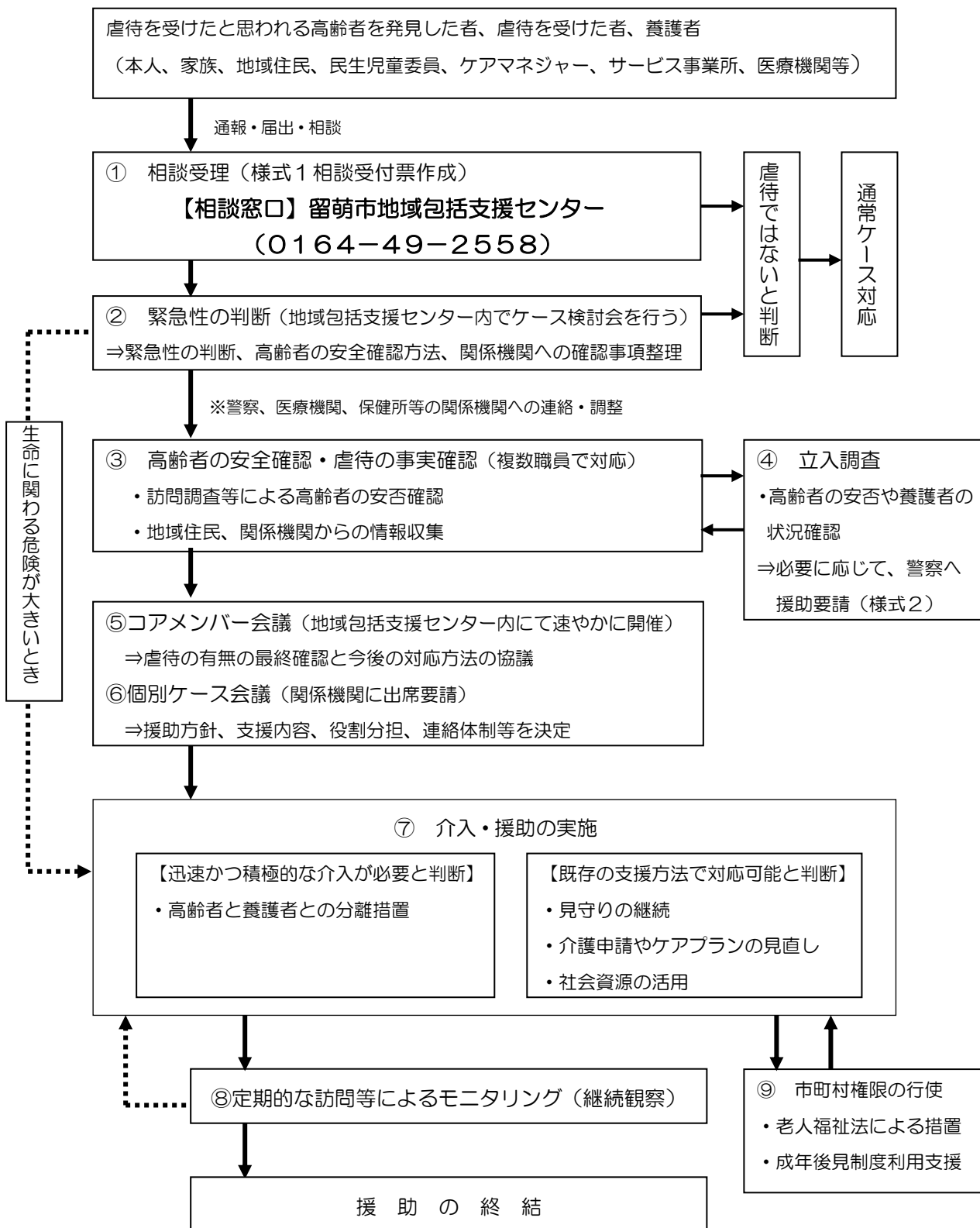
医療機関は、診療を通して高齢者の不審なげがやアザを把握したり、特にかかりつけ医であれば家族・介護者関係や家庭の様子の変化や問題に気づくことができる機関といえます。そのため、虐待の疑いを感じたら相談機関などへ連絡するなどの役割と、被虐待高齢者のその後のケアにおいても大きな役割が期待されます。また、相談機関である地域包括支援センターは、医療機関との関係づくりを進めていきます。

■法律関係機関 / 弁護士・司法書士■

高齢者虐待発見時の法的側面からの助言や経済的虐待を防ぐ重要な手段として成年後見制度の活用があり、そのために各法律関係機関による相談対応や第三者後見人の受任が想定されます。

第3章 養護者による高齢者虐待への対応

1 留萌市における養護者による高齢者虐待への具体的な対応手順



2 養護者による高齢者虐待の発見

高齢者虐待防止法では、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村への通報努力義務、当該高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村への通報義務（第7条）が課せられています。

また、高齢者福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない（第5条）とされています。

虐待を早期発見し、深刻化を防ぐことは、虐待を受けている高齢者はもちろん、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。少しでも虐待の疑いがあると感じたら、地域包括支援センターまでご相談ください。

【 留萌市の高齢者虐待に関する相談窓口 】

留萌市地域包括支援センター

（留萌市保健福祉センターはーとふる内）

☆ 迷っている時でも遠慮なくご連絡ください ☆

電 話（平日日中） 0164-49-2558

（夜間・休日専用） 0164-42-1801

※夜間・休日は留萌市役所警備室につながりますので、「緊急で相談がある」と伝えてください。

3 個人情報保護

相談、通報、届出を行った者の秘密は守られます。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」と略記）には、本人の同意なしに、特定の目的以外に個人情報を取り扱ってはならない（第16条・利用目的の制限）、第三者に提供してはならない（第23条）が義務付けられています。ただし、高齢者虐待の対応においては、本人の保護のために、同条の例外規定に該当する場合があります。

高齢者虐待防止法では、市町村の職員に対し、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務を課しています（第8条）。

4 相談・通報・届出への対応

(1) 相談受理

相談、通報等を受けた留萌市地域包括支援センター職員（以下、職員）は相談内容を聞き取り、高齢者虐待相談受付票（様式1）の作成を行います。

必要時には、警察やケアマネジャー、介護サービス事業所等の各関係機関からも情報収集を行います。

(2) 緊急性の判断

高齢者虐待に関する相談、通報等では緊急な対応が求められる事態が考えられます。

相談、通報等を受けた職員は、早急に留萌市地域包括支援センター長やそれに準ずる者などに報告し、直ちに留萌市地域包括支援センター内でケース検討会を開催し、緊急性の判断、高齢者の安全確認方法、虐待の事実確認方法を話し合い、情報の共有と当面の対応方針について組織的に判断していきます。

相談、通報等を受け、留萌市地域包括支援センターでは、収集した情報とセンター内でのケース検討会の結果を踏まえ、当該高齢者の安全確認及び事実確認を行います。生命や身体に関わる危険が大きい場合は、警察や医療機関等の関係機関と連携し、入院・保護の調整を行います。

【緊急性が高いと判断できる状況】

区 分	具体的な状況
(1) 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。	<ul style="list-style-type: none">骨折、頭蓋内出血、重度のやけどなど深刻な身体的外傷極端な栄養不良、脱水状況「うめき声が聞こえる」など深刻な状況が予測される情報器物（刃物、食器など）を使った暴力もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される。
(2) 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある。	<ul style="list-style-type: none">虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。
(3) 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。	<ul style="list-style-type: none">虐待が恒常化して行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない。虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適應行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。
(4) 高齢者本人が保護を求めている。	<ul style="list-style-type: none">高齢者本人が明確に保護を求めている。

（出典：「厚生労働省マニュアル」より抜粋）

(3) 安全確認、事実確認

訪問等による状況把握や関係機関からの情報収集を行います。

虐待を行う者は虐待の自覚がない場合が多く、受けている高齢者も虐待を受けているという自覚がない場合があります。虐待の事実確認の際には、高齢者や養護者の自覚の有無を問いません。客観的な判断が下せるよう複数の職員で対応します。

(4) 立入調査

相談、通報等から虐待が明確に判断できない場合は、高齢者の安否や養護者の状況を確認するための立入調査を行います。被虐待者自身がどう考えているか、本人の意思の確認も必要です。

高齢者虐待防止法では、市町村に対して、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、当該高齢者の住所や居所への立入調査（第11条）を認めています。

また、必要があれば、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に援助を要請します（第12条）。その場合、高齢者虐待事案に係る援助様式（様式2）を活用します。

(5) コアメンバー会議

地域包括支援センター長、各専門職等で虐待の有無の最終確認と今後の対応方法を検討します。

(6) 個別ケース会議

コアメンバー会議にて、虐待の有無を最終確認後、留萌市地域包括支援センターは速やかに関係機関に出席要請を行い、個別ケース会議を開催し、援助方針や支援内容、主担当者、役割分担、連絡体制等を決定します。

(7) 介入・援助の実施

【迅速かつ積極的な介入が必要と判断された場合】

当該高齢者の生命又は身体に危険が生じており、放置しておくとは重大な結果を招く恐れがある場合は高齢者と虐待者の分離措置を行います。

【既存の支援方法で対応が可能と判断された場合】

継続的な見守りと虐待の予防的支援を行います。

要介護認定を受けている高齢者であれば、サービスの量を増やせるよう、ケアプランの見直しを行ったり、未申請者に対しては、認定の申請代行や介護に関する情報提供等を行います。

また、関係専門機関への援助要請等、社会資源の活用を検討します。

(8) モニタリング

留萌市地域包括支援センターでは、定期的な訪問や関係機関からの連絡等により、モニタリングを行います。虐待が継続している事例については、援助方針の変更等により新たな支援を継続していきます。虐待問題の終結がなされたり、軽減しているケースにおいても、被虐待者及び虐待者の生活状況等を確認します。

終結の有無に関わらず、これまで対応してきたケースは「高齢者虐待防止ネットワーク会議」で事例報告を行ったり、対応について検討したりしながらケースを振り返ることで、対応への知識や技術を蓄積していきます。

5 関係する諸制度

認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、養護者からの経済的虐待又は悪質商法などの被害にあわないようにするためのしくみとして、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。

(1) 成年後見制度

「成年後見制度」は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する制度です。

養護者による高齢者虐待の場合、本人の判断能力が低下していても、他の親族等の協力を得ることが難しいことがあります。その場合は、本人などに代わって市長が家庭裁判所に申し立てることができます。その際の費用などについては、本人などの負担能力に応じて市で助成します。

留萌市地域包括支援センターでは、成年後見制度に関する相談に応じたり、申立の手続きの支援を行います。

(2) 日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」は、判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者等の権利を守ることを目的とした事業です。

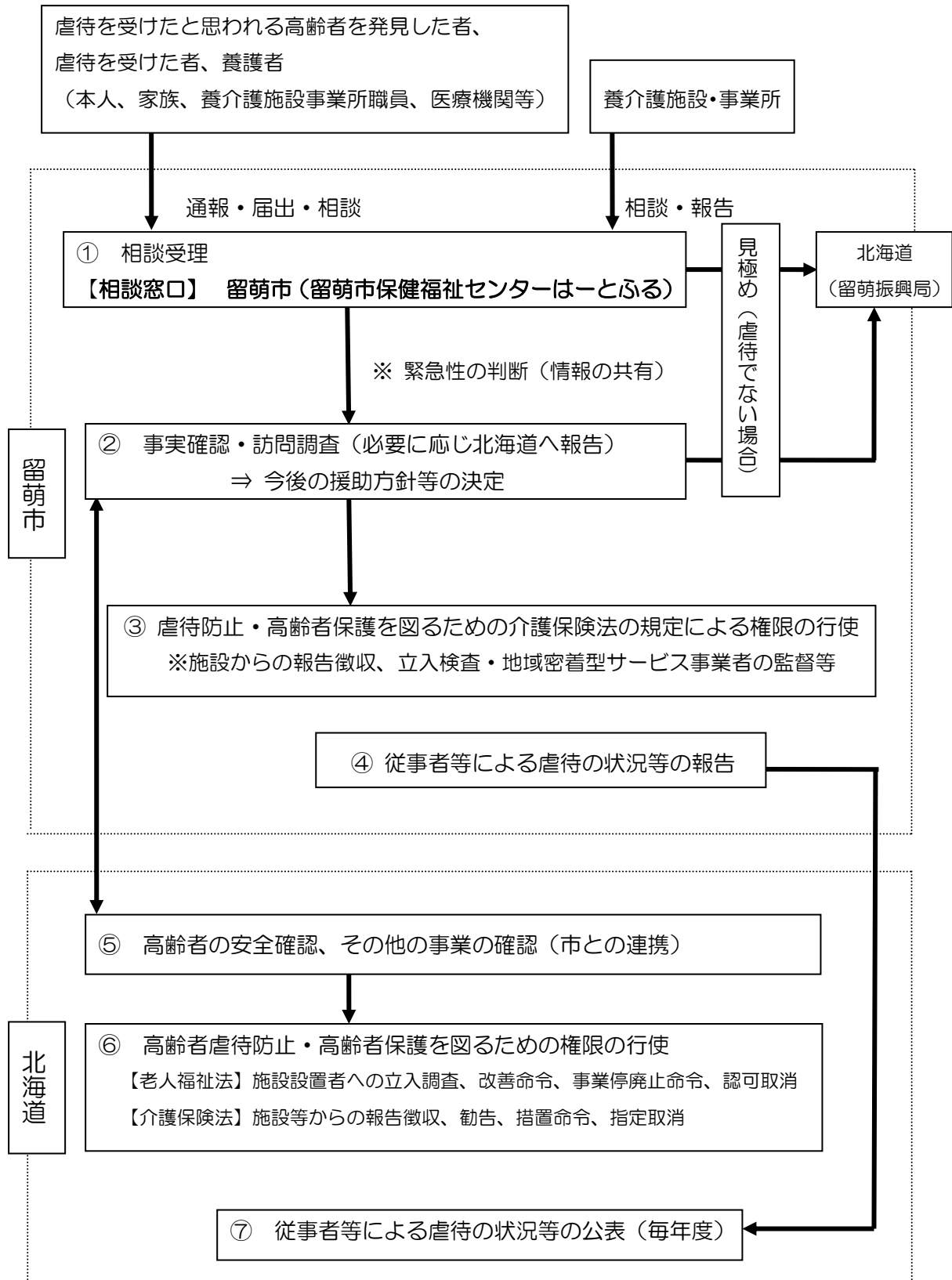
認知症高齢者や障害者等の判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用支援（相談、手続きなど）、通帳・証書等の預かりなどの援助を提供します。

対象者は、介護サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについて、適切に行うことに不安がある方です。ただし、日常生活自立支援事業の契約や支援内容について、理解が出来ることが条件となります。

利用等に関する相談は、北海道社会福祉協議会が運営する「北海道地域福祉生活支援センター留萌地区センター（留萌合同庁舎内）」が窓口になります。

第4章 養介護施設従事者等による虐待への対応

1 留萌市における養介護施設従事者による高齢者虐待への対応手順



2 養介護施設従事者等による虐待の発見

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対して、市町村への通報努力義務が規定されており、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市町村への通報義務（第21条）が課せられています。

本人や家族はもちろん、発見者が養介護施設従事者等の場合であっても同様の義務が課せられます。

3 個人情報の保護

相談、通報、届出を行った者の秘密は守られます。

個人情報保護法には、本人の同意なしに、特定の目的以外に個人情報を取り扱ってはならない（第16条）、第三者に提供してはならない（第23条）が義務付けられています。ただし、高齢者虐待対応においては、本人の保護のために、同条の例外規定に該当する場合があります。

高齢者虐待防止法では、通報、連絡、相談を受けた市町村及び報告を受けた都道府県の職員に対し、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務を課しています（第23条）。

4 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設内で抱えてしまうことなく、早期発見、早期対応ができるよう次のように通報者を保護する規定が設けられています。

刑法上の秘密漏示罪その他守秘義務に関する規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第21条6項）、通報等を行った養介護施設従業者等は通報等を行ったことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第21条7項）とされています。

5 相談・通報・届出への対応

留萌市

（1）相談受理

相談、通報等の対応は、養介護施設の所在地の市町村が行います。高齢者の居所と家族等の住所が異なり、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には、速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。

(2) 事実確認

相談、通報等を受けた市職員は、高齢者、施設・事業所、通報者に関する情報、虐待の内容や情報源等、客観的な情報の収集を行い、緊急性の判断、高齢者の安全確認方法、虐待の事実確認方法等を話し合い、情報の共有と当面の対応方針について組織的に判断していきます。

そして、収集した情報等を踏まえ、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対し、安全確認や事実確認を行い、虐待の有無の最終確認と今後の援助方針を決定します。

ここでの調査は、あくまでも当該施設及び事業所の任意の協力の下に行われるものですが、当該施設及び事業所の協力が得られない場合は、早期に道へ報告し、共同での事実確認を検討します。

(3) 虐待防止・高齢者保護を図るため介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合、介護保険法に基づき、施設等からの報告徴収や立入調査、地域密着型サービス事業者の監督等を行います。

(4) 北海道への報告

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告する義務（第22条）が課せられています。

北海道

(5) 高齢者虐待の安全確認、その他事実の確認

報告を受けた道は、高齢者の安全確認と事実確認の調査を行います。道から依頼を受け、市町村が同行することもあります。

(6) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るために、市町村または都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使することと（第24条）とされています。

(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を「公表」することと規定されています。（第25条）

「公表」の対象となるのは、市町村又は都道府県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。

《参考》

●身体拘束に対する考え方

介護保険施設などで、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービス提供に当たっては入所者の「生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

【身体拘束の具体例】

- ・ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【緊急やむを得ない場合に該当する3要件（すべて満たすことが必要）】

- ・ 切迫性 : 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・ 非代替性 : 身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ・ 一時性 : 身体拘束は一時的なものであること

第5章 高齢者虐待を未然に防ぐために

1 高齢者虐待の要因

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っており起こると考えられています。これらの要因は、高齢者や家族・養護者の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

虐待のリスク要因を有する家庭で、直ちに虐待が起こるわけではありませんが、高齢者虐待を未然に防止するためには、これらのリスク要因を認識する必要があります。

【虐待のリスク要因】

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none">・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下・過去からの虐待者との人間関係の悪さ、悪化・要介護状態・認知症の発症・悪化・判断力の低下、金銭の管理能力の低下・収入が少ない・借金、浪費癖がある・性格・精神不安定な状態・整理整頓ができない・相談者がいない・他疾病、障害など	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ・介護負担による心身のストレス・金銭の管理の能力がない・ギャンブルなど・収入不安定、無職・借金、浪費癖がある・アルコール依存・性格・相談者がいない・親族からの孤立・精神不安定、潔癖症他疾病障害など	<ul style="list-style-type: none">・親族関係の悪さ、孤立・近隣、社会との関係の悪さ、孤立・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）・家屋の老朽化、不衛生・人通りの少ない環境・暴力の世代間・家族間連鎖

2 高齢者虐待を早期に発見するポイント

一般的に高齢者虐待は家庭内という密室の中で行われることが多く、なかなか周りからは発見しにくいものです。

また、発見しにくい理由としては、虐待されている高齢者が家族をかばったり、虐待されてもその人の介護に依存せざるを得ず、自ら虐待の事実を訴えづらいつつ、社会的対面や自尊心から沈黙することや、虐待者自身が自らの行為を虐待と認識していなかったり、外部への相談をためらったり、あるいは、相談窓口を知らないなどが考えられます。

虐待の早期発見のポイントとしては、日頃から高齢者や家族（介護者）の発するサインを見逃さないようにすることです。

3 高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合のサインの例示です。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなると考えられます。高齢者が発しているサインにいち早く気付くことで、深刻化・長期化を防ぐことができます。

○ 身体的暴力による虐待のサイン

身体に小さなキズが頻繁に見られる
太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる
回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある
顔、頭、頭皮等にキズがある
臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
急におびえたり、恐ろしがったりする
「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
キズやあざの説明のつじつまが合わない
主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

○ 心理的障害を与える虐待のサイン

かきむしり、噛み付き、ゆすり等が見られる
不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
身体を萎縮させる
おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる
食欲の変化が激しく、摂食障害（過食・拒食）が見られる
自傷行為が見られる
無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
体重が不自然に増えたり、減ったりする

○ 性的暴力による虐待のサイン

不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
肛門や性器からの出血やキズが見られる
生殖器の痛み、かゆみを訴える
急におびえたり、恐ろしがったりする
人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない
睡眠障害がある
通常的生活行動に不自然な変化が見られる

○ 経済的虐待のサイン

年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
自由に使えるお金がないと訴える
経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない
お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

○ 介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待のサイン

居住部屋、住宅が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
部屋に衣類やおむつ等が散乱している
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる
汚れたままの下着を身に付けるようになる
かなりのじょくそう（褥創）ができています
身体からかなりの異臭がするようになってきている
適度な食事を準備されていない
不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
栄養失調の状態にある
疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

○ 家族の状況にみられるサイン

高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる
高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる
他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる
高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
高齢者に対して過度に乱暴な聞き方をする
経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしらない
保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる

○ 地域からのサイン

自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる
庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている。）を示している
郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない
電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
配食サービス等の食事がとられていない
薬や届けたものが放置されている
高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿が見られる

4 高齢者虐待を防止する地域づくり

高齢者虐待を防止するためには、地域社会全体で取り組むことが必要です。

地域の人々に虐待を防ごうという意識を持ってもらい、ちょっとした声かけや世話をしてもらうこと、変化に気づいてもらうことにより、見守りのネットワークができることとなります。

見守りやねぎらいの声かけを高齢者だけではなく、養護者にも行うとともに、民生児童委員、老人クラブ会員等地域社会での見守りを進めることが大切です。

(1) 日常的な声かけ

地域のお年寄りへの日常的な「声かけ」が、高齢者の孤立を防ぎます。

(2) 近所の見守り

夜になっても電気がつかない、新聞が何日もたまっているなど、高齢者の家庭に不審な様子がないかなど、地域での見守りが虐待の防止につながります。

(3) 介護負担の軽減

特定の人が介護を抱え込まず、介護サービスの他、家族や親族、地域の助け合いなどの組合せを検討します。

(4) 相談を勧めよう

介護に負担を感じている人に対しては、まず、その気持ちを理解し、苦勞をねぎらうことが大切です。

5 認知症への理解を深める

虐待を受けている高齢者に認知症の症状が見られるケースは少なくありません。認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかつたり、周辺症状が現れたりすることがありますが、養護者・家族等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状が更に悪化する場合があります。

また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、認知症を恥ずかしいと思って家に閉じ込め、必要な医療や介護を受けさせないという虐待もあります。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取り組みが必要となります。

【主な対策】

- ① 医師に相談する。
- ② 地域包括支援センターに相談する。
- ③ 市などで行っている認知症サポーター養成講座を受講する。
- ④ 市で行っている認知症介護教室などに参加する。
- ⑤ その他認知症の講演会に参加する。

第6章 高齢者虐待に関する相談窓口

高齢者虐待を防止するためには、まず身近なところでの異変に気付くことが必要です。気付いたらひとりで抱え込まずに下記までご相談ください。通報者の秘密は守られます。

◆◆◆留萌市地域包括支援センター◆◆◆

住 所	電 話	業 務 時 間
留萌市五十嵐町1丁目1番10号 留萌市保健福祉センター はーとふる内	0164- 49-2558	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は除きます) 8:50～17:20

※夜間・休日専用：0164-42-1801

(留萌市役所警備室へつながりますので、「緊急」と伝えてください)

◆◆◆関係機関◆◆◆

相談窓口	電話番号	相談内容
市民相談（留萌市役所）	0164-56-5003	法律相談等
留萌警察署	0164-42-0110 (緊急時は110番)	緊急性、事件性がある場合等
人権相談・みんなの人権110番 (旭川地方法務局留萌支局)	0570-003-110	人権侵害に関する相談等
女性の人権ホットライン	0570-070-810	女性の悩みごと相談等
旭川家庭裁判所留萌支部	0164-42-0465	成年後見制度等
北海道地域福祉生活支援センター 留萌地区センター	0164-49-2965	日常生活自立支援事業
北海道高齢者総合相談・虐待防止センター	011-251-2525	虐待に関する相談

◆◆◆地域の身近な相談窓口◆◆◆

◎地域の民生児童委員、人権擁護委員、警察駐在所等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成17年11月9日法律第124号)

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第6条～第19条）

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第20条～第25条）

第4章 雑則（第26条～第28条）

第5章 罰則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(2) 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

- 第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協護を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第 11 条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第 115 条の 39 第 2 項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第 12 条 市町村長は、前条第 1 項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第 1 項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第 13 条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は

第 3 号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第 14 条 市町村は、第 6 条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第 15 条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第 16 条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第 115 条の 39 第 3 項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することが

できるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第 17 条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第 6 条の規定による相談、指導及び助言、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第 14 条第 1 項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第 1 項の規定により第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第 18 条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は第 9 条第 1 項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第 19 条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第 3 章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第 20 条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第 21 条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第 26 条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第 27 条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第 5 章 罰則

第 29 条 第 17 条第 2 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とする者に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

留萌市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条の規定に基づき、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援のため、留萌市高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置し、関係機関の連携と協力により、高齢者虐待の防止対策等を協議するために必要なことを定めることを目的とする。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 高齢者虐待に関する地域的課題・問題の協議及び対策の検討
- (2) 高齢者虐待の防止に関する地域、各種団体、機関等への啓発及び普及
- (3) 高齢者虐待に関する情報交換及び研修
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者虐待に関する問題の解決に必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、関係機関・団体等の職員をもって組織する。

(議長)

第4条 会議に、議長を置き、議長は、留萌市市民健康部長をもって充てる。

2 議長に事故のあるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集し、その議事を主宰する。

(専門部会の設置)

第6条 会議に、高齢者虐待への早期対応を図るため、これに必要な情報交換や役割分担、その対応等について協議するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、関係機関・団体等のなかから、必要な職員等の出席により開催し、議長が招集するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、留萌市地域包括支援センターに置く。

(守秘義務)

第8条 会議に出席した関係職員は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、関係職員でなくなった場合も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(様式1)

高齢者虐待相談受付票

聴取者()

相談受付日時		平成 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分～ 時 分					
被虐待者	ふりがな氏名		生年月日	明・大・昭	年 月 日	男・女	
	住所	電話(-)					
	住宅状況	1 持家 2 借家 3 その他()					
	介護認定	1 未申請 2 申請中 3 あり[自立・要支援()・要介護()]					
	介護サービスの利用	無 有 ()					
	認知症の状況	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M・不明	ADLの状況	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2・不明			
養護者	ふりがな氏名		生年月日	明・大・昭	年 月 日	男・女	
	続柄	子()・嫁・婿・孫・その他()	職業				
	生活形態	同居 別居	住宅状況	1 持家 2 借家 3 その他()			
	(別居の場合) 住所	電話(-)					
虐待の種類	[主◎ 従○] 1 身体的 2 心理的 3 性的 4 経済的 5 ネグレクト 6 その他()						
虐待の内容	・誰から () ・いつから () ・頻度は () ・どんなふうに()						
家庭の状況	・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・同居家族 なし あり() ・生保世帯 なし あり()						
情報源と養護者の理解	・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した。 ・通告者は 関係者()から聞いた。 ・養護者は この通告を(・承知・拒否・知らせていない)						
医療情報							
相談者	ふりがな氏名		生年月日	明・大・昭	年 月 日	男・女	
	住所	電話(-)					
	関係	・本人・家族・近隣・ケアマネジャー・介護サービス事業所・病院・保健所 ・民生児童委員・警察・その他()					
	通告意図	・高齢者の保護・調査・相談					
	調査協力	・調査協力(諾・否) 当センターからの連絡(諾・否)					
処理内容	緊急性	・本日中・その他()					
	訪問	不要・要	<input type="checkbox"/> 同行訪問() <input type="checkbox"/> 単独訪問() <input type="checkbox"/> 継続対応				
	相談者への対応	・当センターで実態把握する・他機関通報()					
		・その他()					

(様式2)

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

留 第 号
年 月 日

留萌警察署長 様

留萌市長

印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼いたします。

依頼事項	日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分 ~ 時 分				
	場所	電話(-)				
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他()				
被虐待者	ふりがな氏名	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日 (歳)	男・女	
	電話	職業等				
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()				
養護者	ふりがな氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日 (歳)	男・女	
	続柄	子()・嫁・婿・孫・その他()	職業			
	生活形態	同居 別居	住宅状況	1 持家 2 借家 3 その他()		
	(別居の場合) 住所	電話(-)				
虐待の種類	[主◎ 従○] 1 身体 2 心理的 3 性的 4 経済的 5 ネグレクト 6 その他()					
虐待の内容	・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふうに					
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由						
警察官の援助を必要とする理由						
担当・連絡先	留萌市地域包括支援センター		電話番号 49-2558 (内線)			
	職名					
	氏名	(携帯 - -)				

(表)

立入調査職員身分証明書

第 年 月 日 号
所 属
職氏名
上記の者は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。
留萌市長 印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第11条市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(様式5)

養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書

市町村名 _____

1. 事案の種別

<input type="checkbox"/> 高齢者虐待の事実が認められたケース <input type="checkbox"/> 道と共同で事実の確認が必要なケース	理由

2. 養介護施設等の状況

名称			
所在地		電話	
サービス種類			

3. 虐待を受けた(受けたとされる)高齢者の状況

性別	男・女	年齢	歳
要介護度等	要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 その他		
その他の心身の状況			

4. 虐待の内容

虐待の種類	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待 その他()
虐待の内容	
発生要因	

5. 虐待を行った者の状況

氏名		生年月日	
職種・資格等			

6. 市町村が行った対応

--

7. 施設・事業所における改善措置状況

--

8. その他特記事項

<input type="checkbox"/>
